

重要事項説明書【建物賃借用】－Ⅲその他の事項 2 その他欄への記載方法

住宅用・事業用共通

借主は、本物件を、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」第2条各号記載の薬物（大麻、覚醒剤、麻薬、あへん、毒物及び劇物、指定薬物等の法令上の規制薬物のほか、いわゆる危険ドラッグを含む）の製造、栽培、輸入、販売、授与、販売若しくは授与の目的での貯蔵・陳列又は使用することを目的とした場所の提供のために使用できません。これに違反したときは、本契約を解除されることがあります。